

☆お知らせ☆ 療育手帳をお持ちの方へ

平成28年4月1日から、療育手帳の再判定の時期(次回判定)が改正されます。

今回の改正は、手帳をお持ちの方やその家族が、何度も判定機関に訪れることによる負担を軽減することを主な目的としています。

また、平成28年3月末日までに判定を受けて、次回判定年月が定められた方へも、負担軽減のための経過措置があります。

この経過措置により、現在お持ちの手帳に記載されている「次回判定」欄の書き換えが可能な方がいます。詳しくは居住する市町村の障がい福祉の窓口にご相談ください。

《例》本人年令が35歳の時に最後の判定を受けている方の場合
現在の「次回判定」欄に『平成32年5月』
→ (書き換え後) 『判定不要』

※ 全ての方が、書き換えの対象になるわけではありません。

☆ 急ぐ必要はありません。療育手帳関係の手続きをするときに、市町村の方が教えてくれます。それから、手続きを始めることで十分に間に合います。

おおいたけん ちてきしょうがいしゃ こうせいそうだんしょ

大分県知的障害者更生相談所